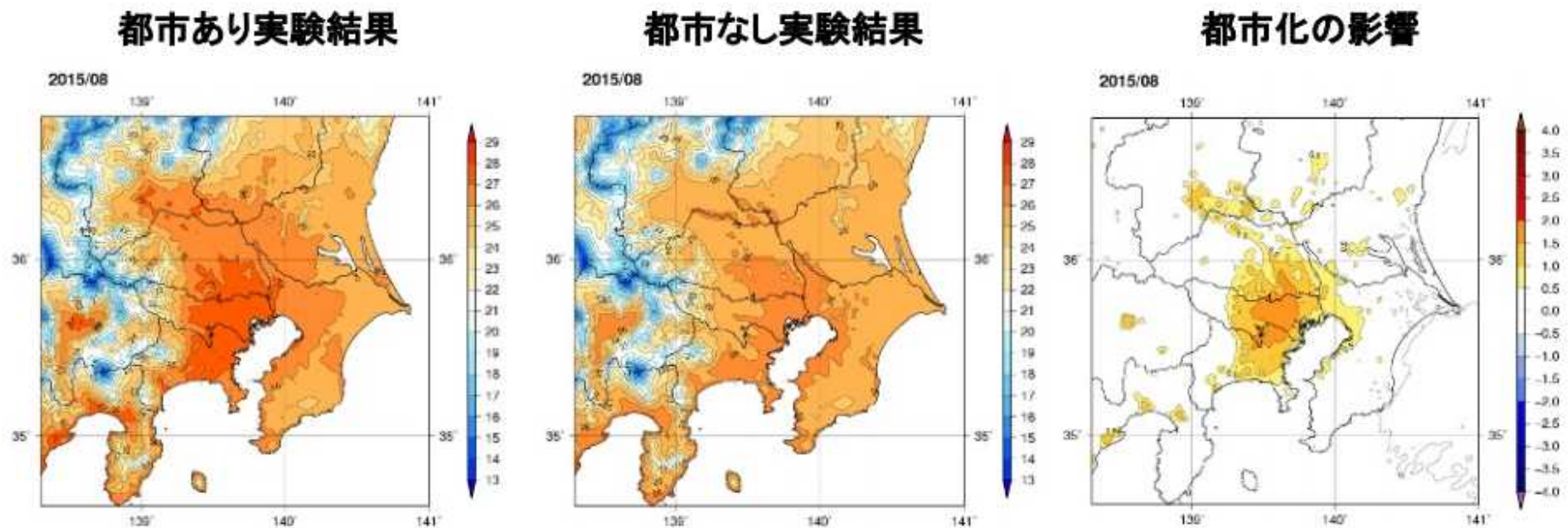


No.43 ヒートアイランド現象(東京地域の高温域の分布)

都市化の影響により、2015年では内陸部を中心に気温が1.5~2°C程度上昇したと見積もられている。実際の長期的な観測値の傾向でも、各都市において気温の長期的な上昇、特に最低気温の上昇傾向が顕著である。

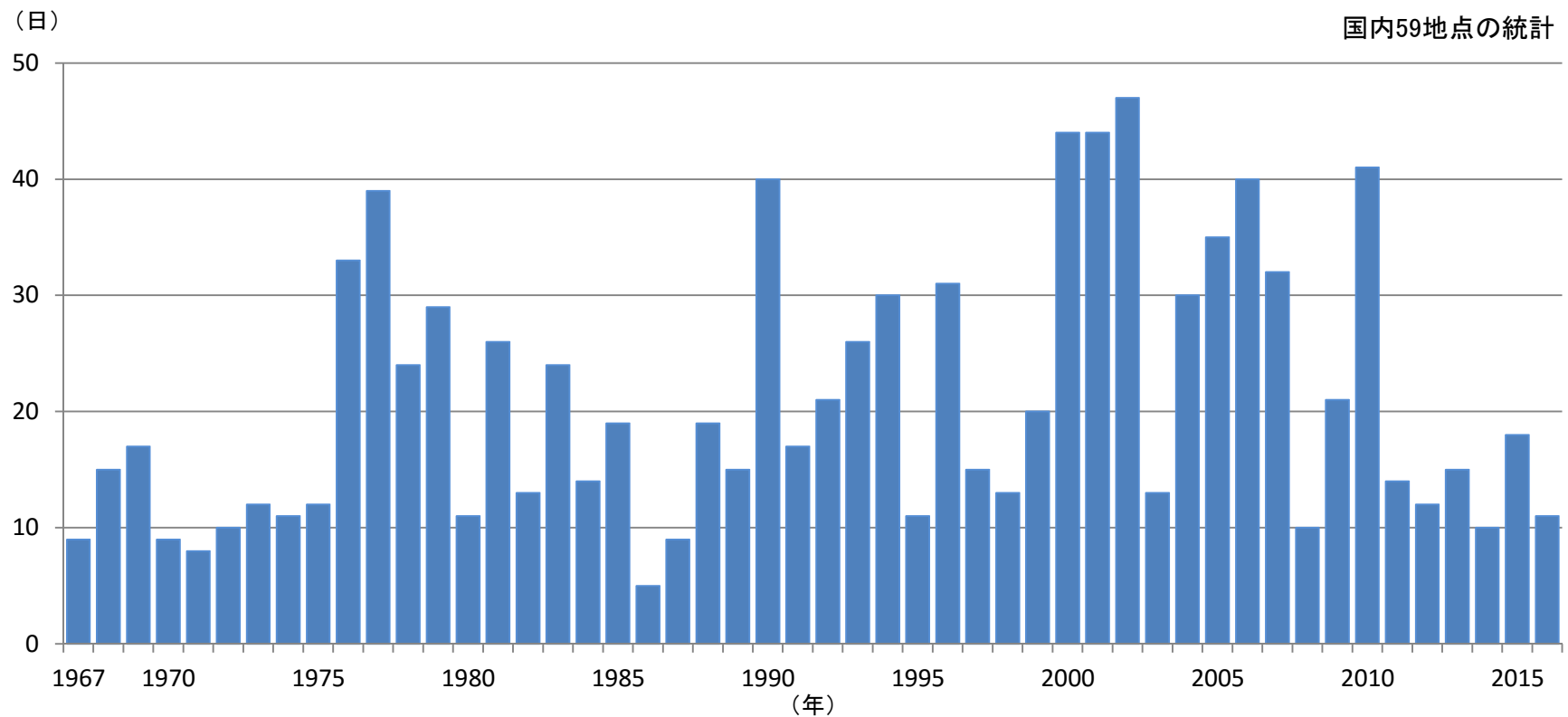


都市気候モデルによるヒートアイランド現象の再現結果

2015年8月の関東地方の平均気温の都市あり実験結果(左図、単位:°C)、都市なし実験結果(中央図、単位:°C)、都市化の影響による平均気温の変化:「都市あり実験」と「都市なし実験」の差(右図、単位:°C)

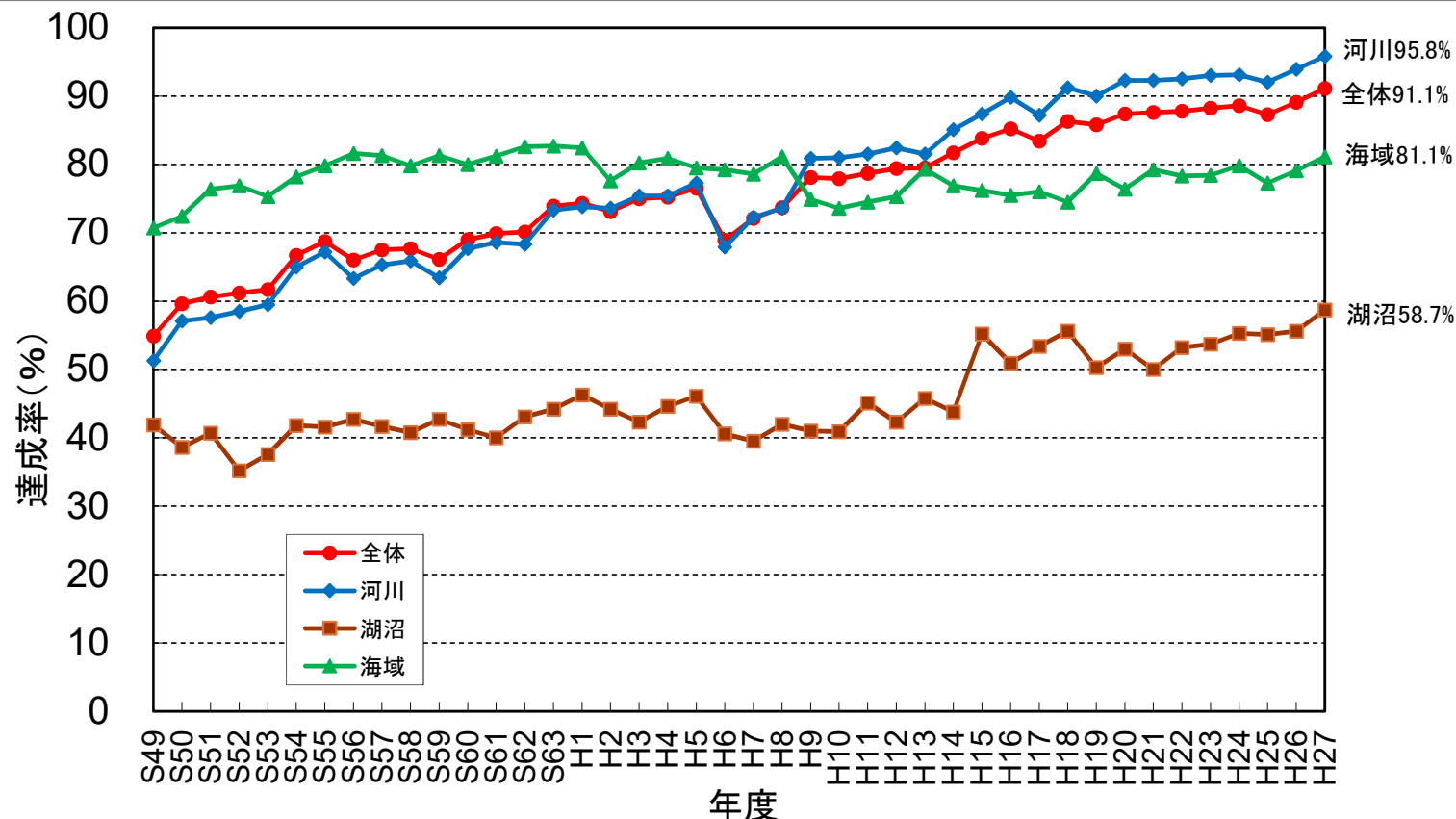
No.44 黄砂観測日数の推移

近年は黄砂が観測されることが少なくなっているが、黄砂は年々変動が大きく、長期的な傾向は明瞭ではない。



No.45 環境基準(BOD又はCOD)達成率の推移

生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)のうち、有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD又はCODの環境基準の達成率について、公共水域全体では、徐々に改善の傾向にある。河川ではほとんどの水域で環境基準を達成している一方、湖沼、内湾、内海の閉鎖性水域では環境基準の達成率はなお低い状況である。



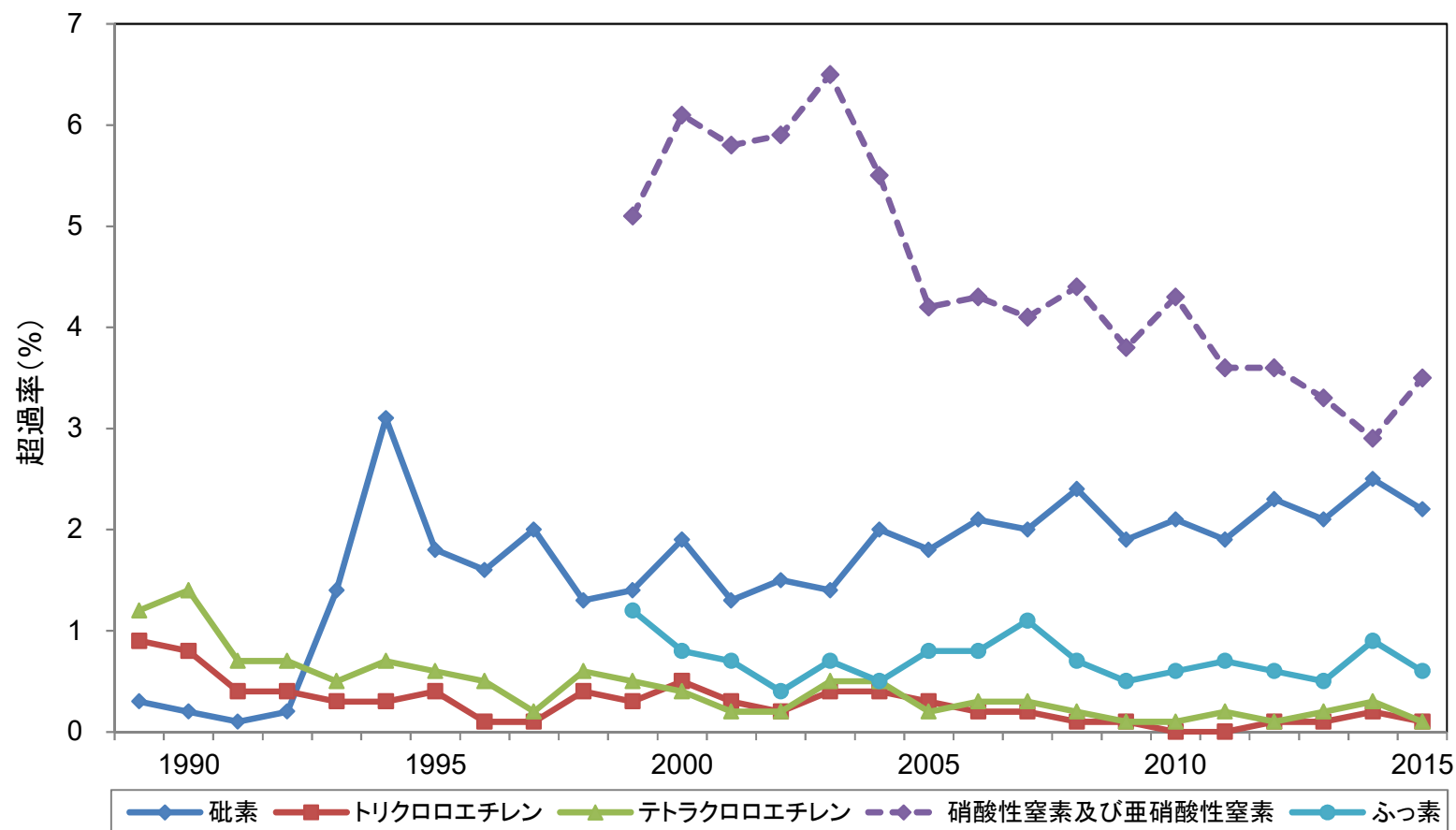
※1 BOD(生物化学的酸素要求量):水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標である。

※2 COD(化学的酸素要求量):水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標である。

※3 達成率(%)=(達成水域数/累計指定水域数)×100

No.46 地下水の環境基準超過率の推移(超過率の高い項目)

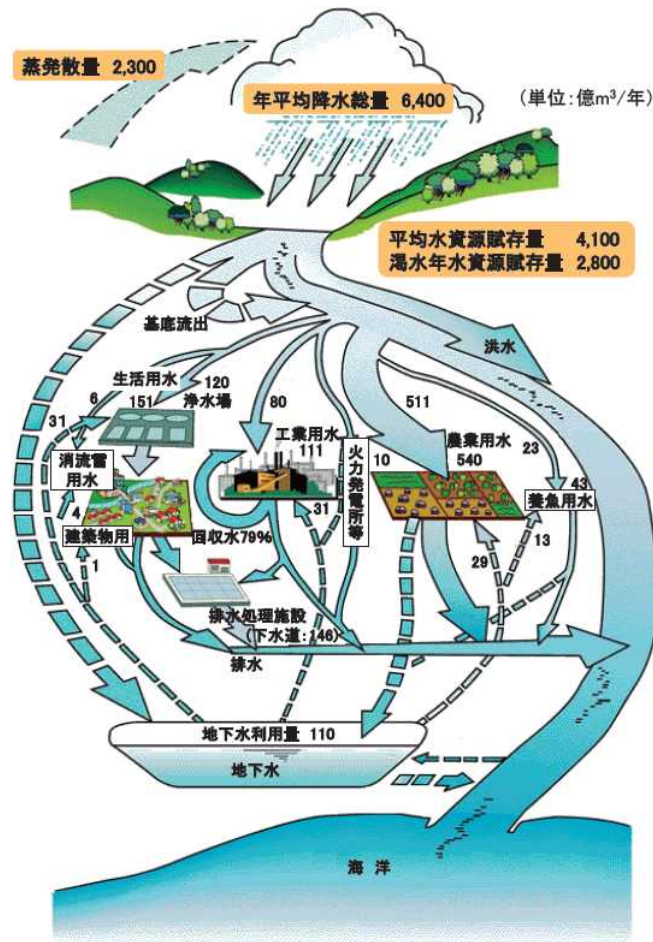
2015年度における全体の環境基準超過率は5.8%(前年度6.2%、全前年度5.8%)で、ほぼ横ばいで推移している。
項目別では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が3.5%で最も高く、次いで砒素が2.2%と高い。



※全体の環境基準超過率:全調査数に対するいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数の割合

No.47 日本の水収支

年間の降水量約6,400億m³のうち、約36%に当たる約2,300億m³は蒸発散しており、残りの約4,100億m³が最大限利用することができる理論上の水の量となる。これを「水資源賦存量」という。水資源賦存量のうち、1年間に実際に使用される水の総量は、平成25年には、取水量ベースで約802億m³であり、これは琵琶湖(貯水量約275億m³)約3杯分の水量に当たる。使用されない3,200億m³以上の水は地下水として貯えられたり、海域へ流出したりしている。

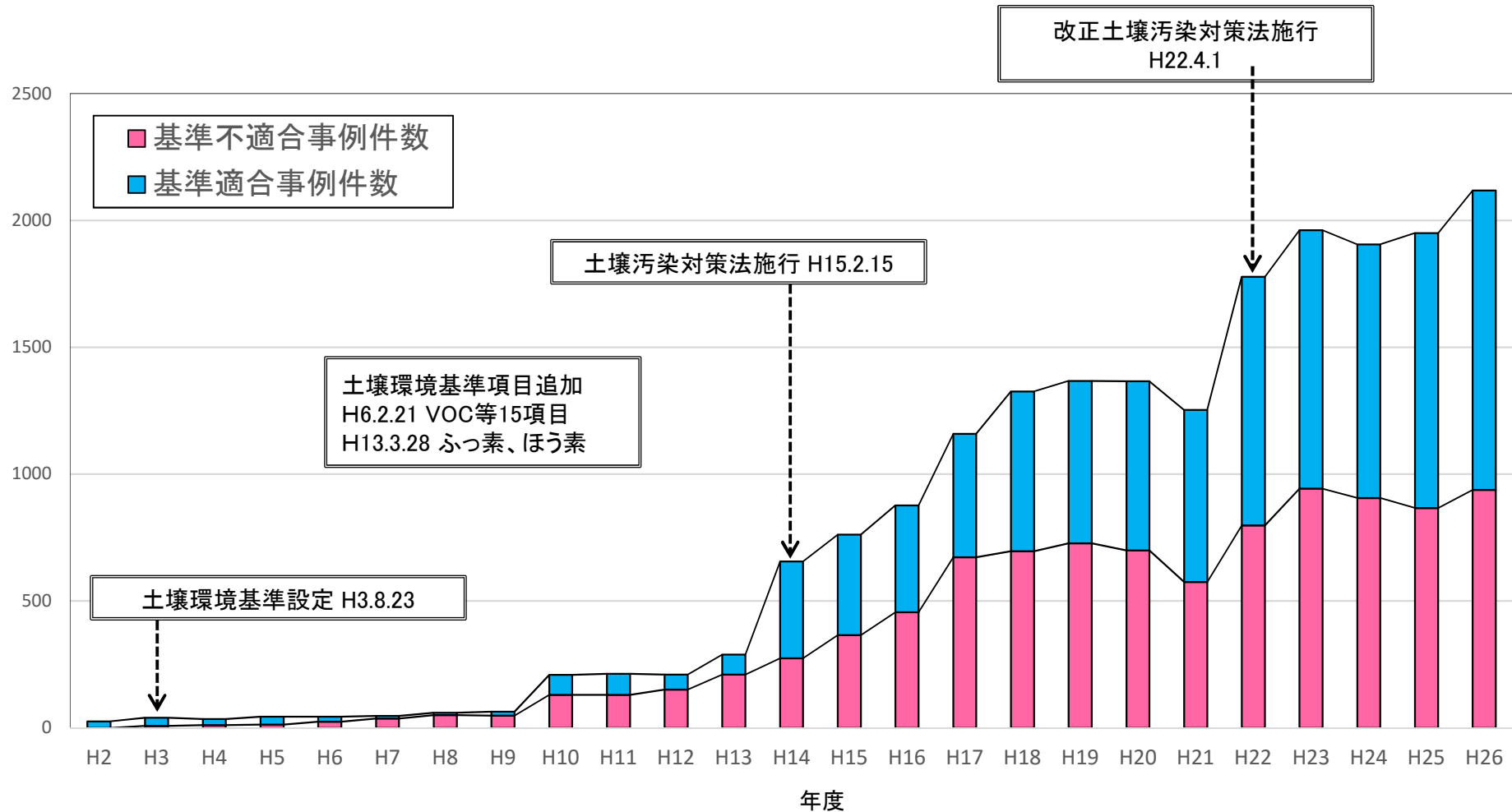


(注)

1. 年平均降水総量、蒸発散量、水資源賦存量は昭和56(1981)年から平成22(2010)年のデータをもとに国土交通省が算出
2. 生活用水、工業用水で使用された水は平成25年の値、公益事業で使用された水は平成26年の値で、国土交通省調べ
3. 農業用水における河川水は平成25年の値で、国土交通省調べ。地下水は農林水産省「第5回農業用地下水利用実態調査」(平成20年度調査)による。
4. 養魚用水、消・流雪用水は平成26年度の値で、国土交通省調べ
5. 建築物用等は環境省調査によるもので、条例等による届出等により平成25年度の地下水使用量の報告があった地方公共団体(18都道府県)の利用量を合計したものである。
6. 排水処理施設は、平成25年度の値で、(社)日本下水道協会「下水道統計」による。
7. 火力発電所等には、原子力発電所、ガス供給事業所、熱供給事業所を含む。
8. 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

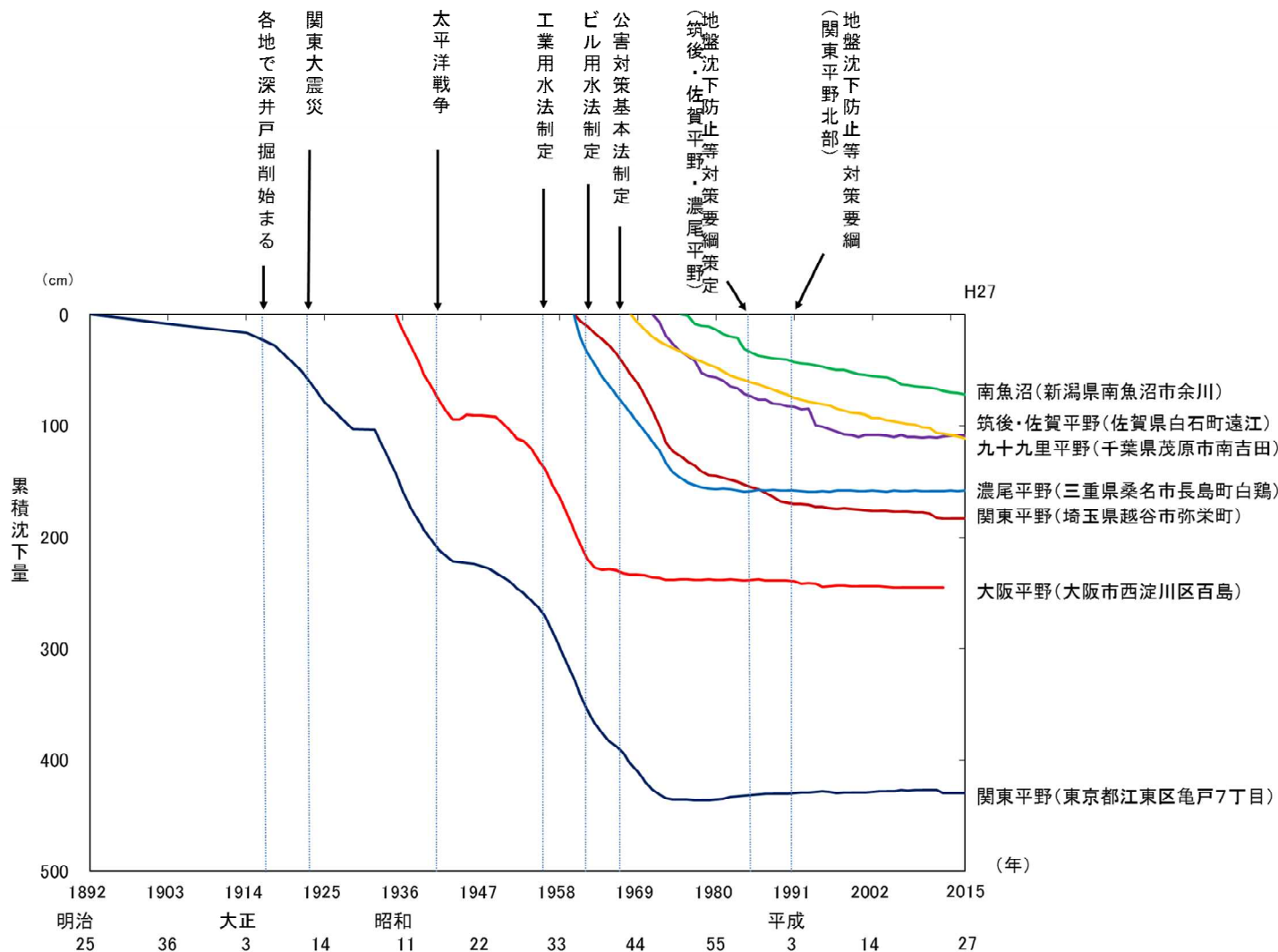
No.48 土壌汚染調査事例数の推移

都道府県・政令市が把握した土壌汚染の調査事例件数及び土壌溶出量基準または土壌含有量基準の不適合件数及び適合件数(法対象外を含む)は、長期的にみて増加傾向である。



No.49 代表的地域の地盤沈下の経年変化

かつて著しい地盤沈下を示した東京都区部、大阪市、名古屋市などでは、地下水採取規制等の対策の結果、長期的には地盤沈下は沈静化の傾向をたどっている。しかし、消融雪地下水採取地、水溶性天然ガス溶存地下水採取地など、一部地域では依然として地盤沈下が発生している。



出典: 環境省 「平成27年度 全国の地盤沈下地域の概況」

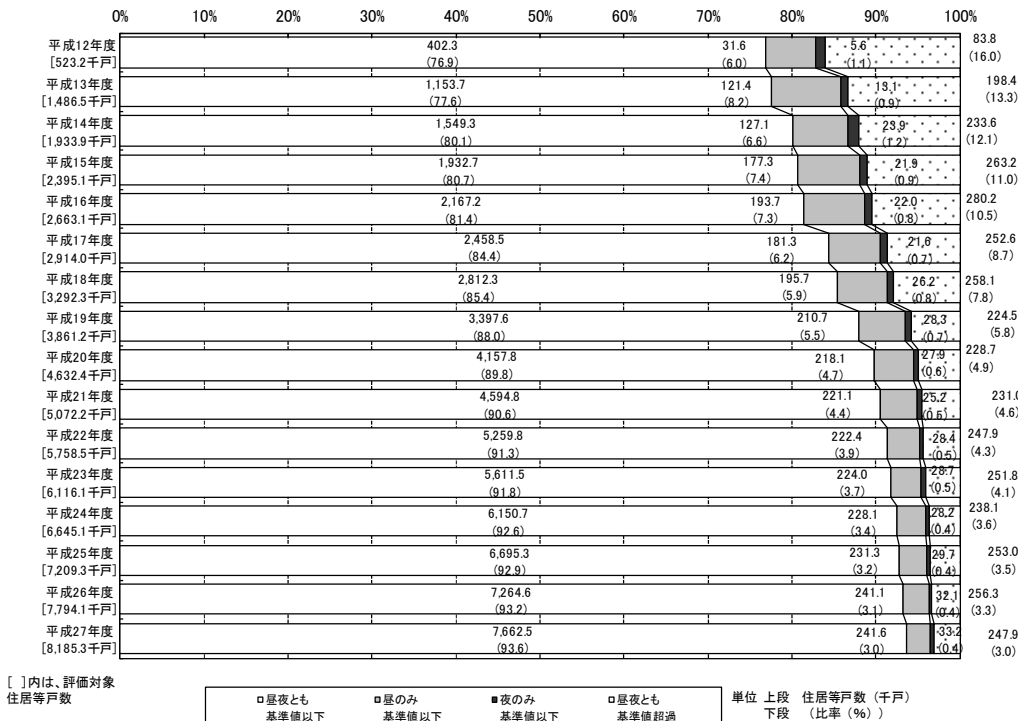
No.50 騒音の環境基準達成状況

自動車騒音: 平成27年度の道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況は、全国8,185千戸の住居棟を対象に行った評価では、昼間又は夜間で環境基準を超過したのは523千戸(6.4%)。

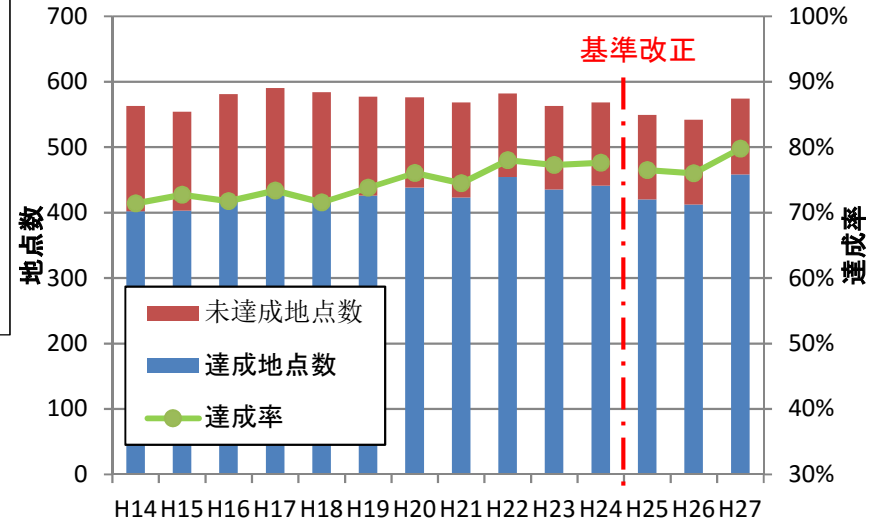
航空機騒音: 環境基準の達成状況は長期的に改善の傾向にあり、平成27年度においては測定地点の79.8%の地点で達成。

新幹線鉄道騒音: 環境基準の達成状況は長期的に改善の傾向にあり、平成27年度においては測定地点の53.5%で達成。

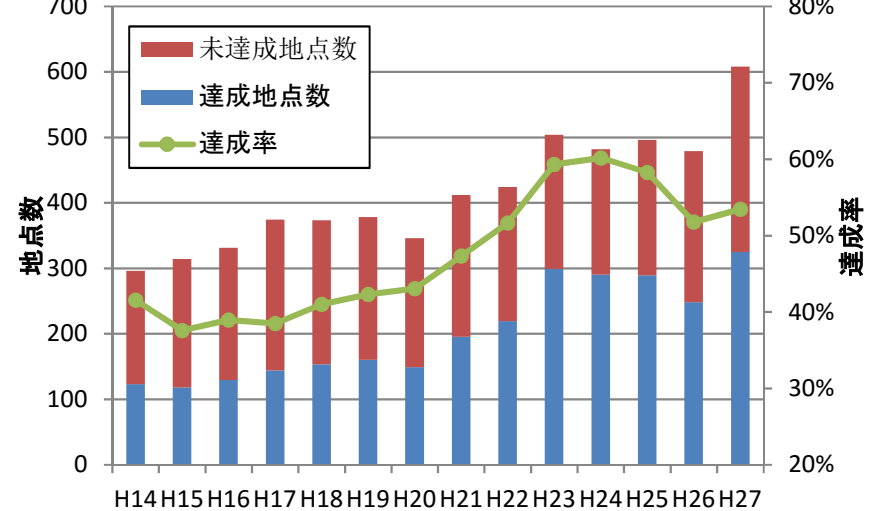
自動車騒音



航空機騒音

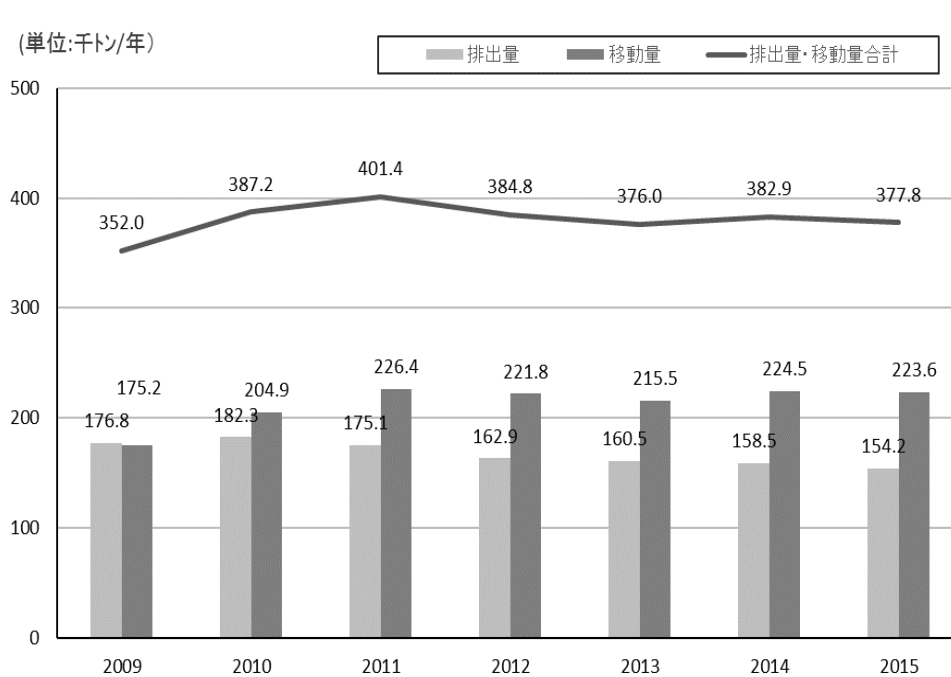


新幹線鉄道騒音



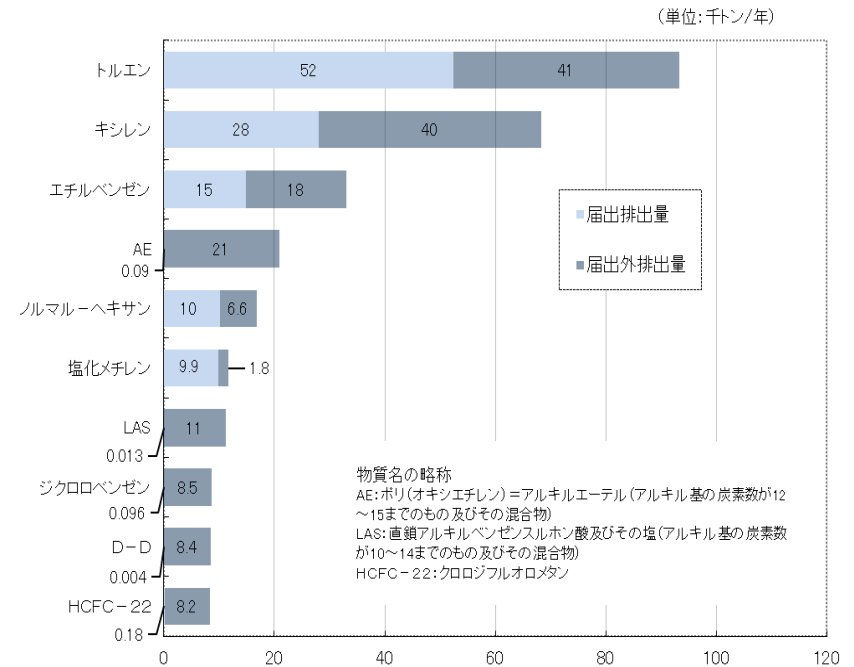
No.51 PRTR制度に基づく届出排出量等の推移

化学物質排出移動量登録制度（PRTR制度）により、人の健康や動植物に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、毎年度、対象事業者には、排出量と移動量の届出が義務付けられている。



PRTR制度に基づく届出排出量・移動量の推移

注)平成20年11月(2008年度)に対象物質の見直し(354物質⇒462物質)及び対象業種の追加(医療業)が行われた。経年推移のデータを見る際には、この点に留意されたい。

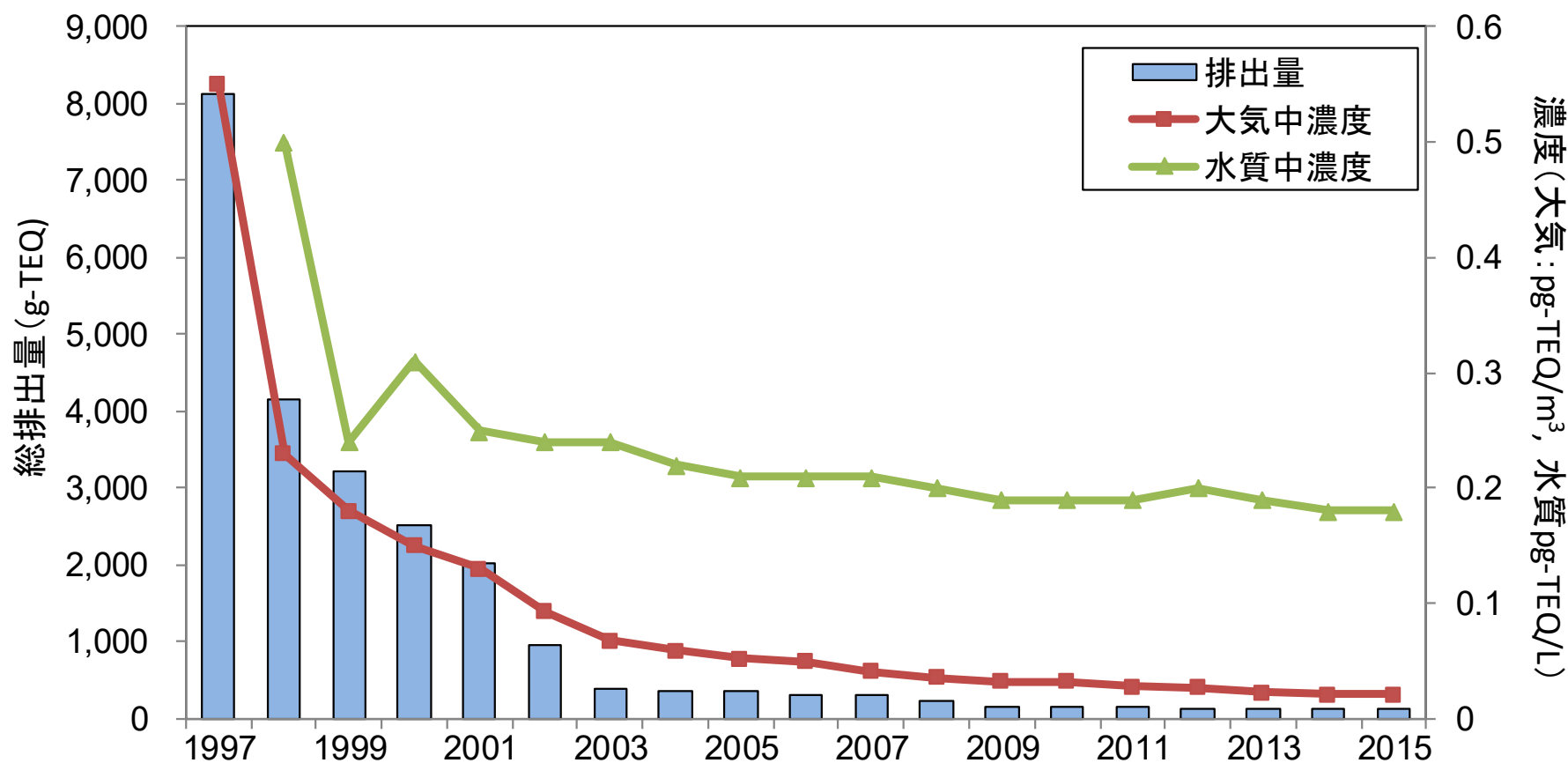


PRTR制度に基づく届出排出量・届出外排出量 上位10物質とその量(2015年度)

出典: 環境省「平成27年度PRTRデータの概要 - 化学物質の排出量・移動量の集計結果 - について」
 「届出排出量・移動量の経年変化の概要について」

No.52 ダイオキシン類の排出総量と大気及び水質中の濃度

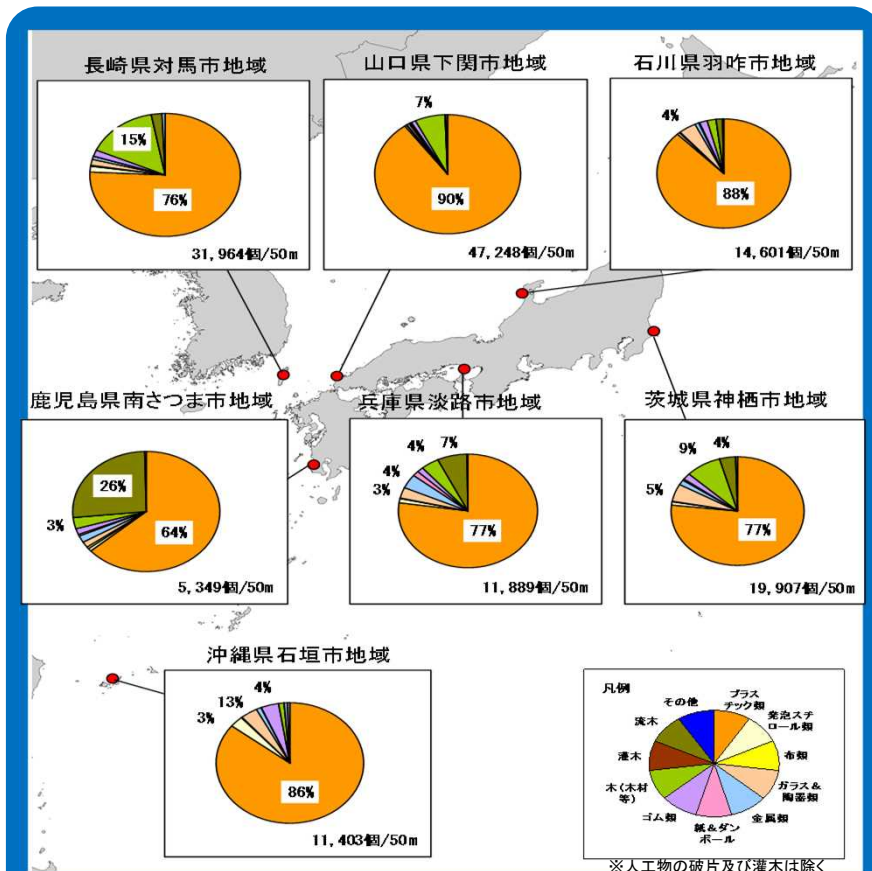
2015年の総排出量が118～120g-TEQ/年で、前年の121～123g-TEQ/年に比べて減少している。大気、水質の環境中平均濃度についても、近年はそれぞれの環境基準値(大気:0.6pg-TEQ/m³、水質:1pg-TEQ/L)を大きく下回っている。



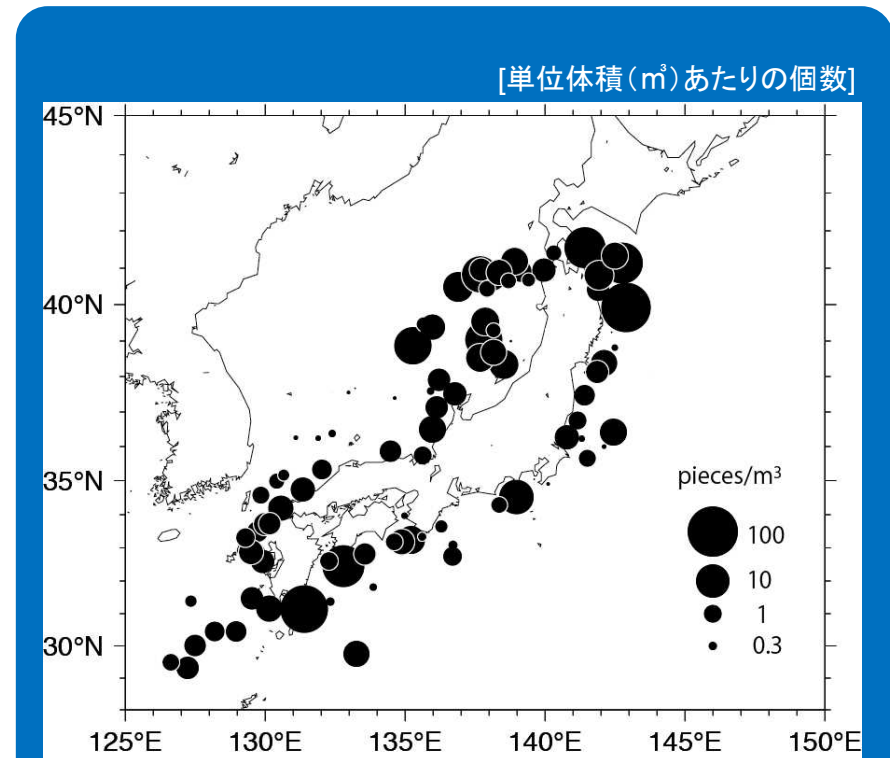
※環境基準値:(大気)0.6pg-TEQ/m³ (水質) 1pg-TEQ/L

No.53 海洋ごみ(マイクロプラスチック等)の状況

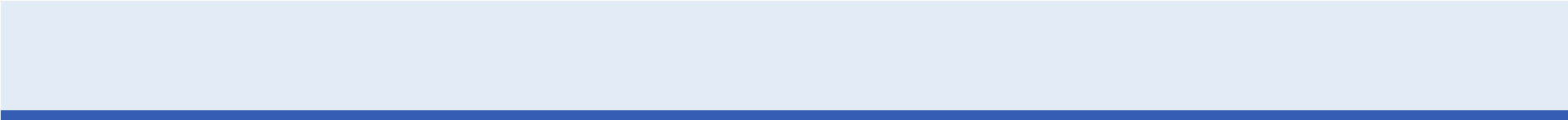
○漂着ごみについて、調査した海岸全てでプラスチック類が最も多く、ごみ全体の約8～9割を占めていた。
 ○漂流ごみについて、日本周辺の沖合海域各地において、マイクロプラスチックの存在が確認されており、本州北部や九州周辺等で高い濃度を示す傾向であった。



漂着ごみ(人工物+自然物)個数の種類別割合
(平成22～26年度5年間の合計)



沖合海域のマイクロプラスチックの分布密度
(平成26年度と27年度を合わせた結果)



2. 我が国の環境に関する状況 ＜環境に関する取組状況＞

No.54 地球温暖化対策計画

2016年5月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)に基づく地球温暖化対策計画が閣議決定され、2030年度の中期目標として、温室効果ガスの排出を2013年度比26%削減するとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととされた。

<はじめに>

- 地球温暖化の科学的知見
- 京都議定書第一約束期間の取組、2020年までの取組

- 2020年以降の国際枠組みの構築、自国が決定する貢献案の提出

<第1章 地球温暖化対策推進の基本的方向>

■ 目指すべき方向

- ①中期目標（2030年度26%減）の達成に向けた取組
- ②長期的な目標（2050年80%減を目指す）を見据えた戦略的取組
- ③世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

■ 基本的考え方

- ①環境・経済・社会の統合的向上
- ②「日本の約束草案」に掲げられた対策の着実な実行
- ③パリ協定への対応
- ④研究開発の強化、優れた技術による世界の削減への貢献
- ⑤全ての主体の意識の改革、行動の喚起、連携の強化
- ⑥P D C Aの重視

<第2章 温室効果ガス削減目標>

■ 我が国の温室効果ガス削減目標

- ・2030年度に2013年度比で26%減（2005年度比25.4%減）
- ・2020年度においては2005年度比3.8%減以上

■ 計画期間

- ・閣議決定の日から2030年度まで

<第4章 進捗管理方法等>

■ 地球温暖化対策計画の進捗管理

- ・毎年進捗点検、少なくとも3年ごとに計画見直しを検討

<第3章 目標達成のための対策・施策>

■ 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

■ 地球温暖化対策・施策

- エネルギー起源CO₂対策
 - ・部門別（産業・民生・運輸・エネ転）の対策
- 非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素対策
- 代替フロン等4ガス対策
- 温室効果ガス吸収源対策
- 横断的施策
- 基盤的施策

■ 公的機関における取組

■ 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

■ 特に排出量の多い事業者に期待される事項

■ 国民運動の展開

■ 海外での削減の推進と国際連携の確保、国際協力の推進

- ・パリ協定に関する対応
- ・我が国の貢献による海外における削減
 - －二国間クレジット制度（J C M）
 - －産業界による取組
 - －森林減少・劣化に由来する排出の削減への支援
- ・世界各国及び国際機関との協調的施策

<別表（個々の対策に係る目標）>

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ■ エネルギー起源CO ₂ | ■ 代替フロン等4ガス |
| ■ 非エネルギー起源CO ₂ | ■ 温室効果ガス吸収源 |
| ■ メタン・一酸化二窒素 | ■ 横断的施策 |

2

No.55 「地方公共団体実行計画」の概況

地方における計画的かつ、総合的な地球温暖化対策が着実に定着している。

【地方公共団体実行計画（事務事業編）】

- 地球温暖化対策計画に即し、**全ての地方公共団体に策定を義務づけ**
- 内容：地方公共団体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の措置
(例) 庁舎・地方公共団体が管理する施設の省エネ対策 等



【地方公共団体実行計画（区域施策編）】

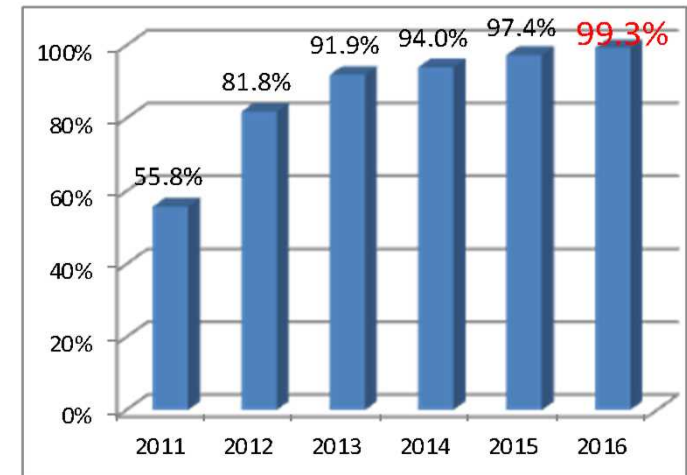
- 地球温暖化対策計画に即し、**都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市に策定を義務づけ**。
- 施行時特例市未満の市町村にも策定の努力が求められる。
- 内容：区域の自然的社会的条件に応じ温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項（以下の4項目）
 - **再生可能エネルギー導入の促進**
 - **地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進**
 - **都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善**
 - **循環型社会の形成**
- 都市計画等温室効果ガスの排出抑制と関係のある施策と実行計画の連携

地方公共団体実行計画の策定率
(平成28年10月調査時点)

団体区分	団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
指定都市	20	20	100.0%	19	95.0%
中核市	47	47	100.0%	47	100.0%
施行時特例市	37	37	100.0%	37	100.0%
その他	1,637	1,324	80.9%	349	21.3%
合計	1,788	1,475	82.5%	499	27.9%
一部事務組合等	1,607	433	26.9%	-	-

出典：環境省作成

区域施策編の施行時特例市以上の策定率の向上



No.56 気候変動長期戦略懇談会提言の概要(1/2)

「気候変動長期戦略懇談会」(環境大臣私的懇談会)において、長期における温室効果ガスの大幅削減と、我が国が直面する構造的な経済的・社会的課題の同時解決を目指し、我が国の新たな「気候変動・経済社会戦略」を策定することを提言し、その考え方がまとめられた。

1. 気候変動の科学的知見と国際社会のコンセンサス

- 科学的知見：
 - 気候に対する人為的影響は明らか。長期大幅削減が必要。
- 長期大幅削減についての国際コンセンサス：
 - G7/8では、**安倍総理の「クールアース50」(2007)が先鞭**。
 - ✓ 世界全体の排出量を現状に比して2050年までに半減することを提案
 - COP21の「パリ協定」は歴史的集大成。長期大幅削減を実現すべき
 - ✓ 世界共通の目標として2℃目標に合意。1.5℃への努力も言及。今世紀後半に人為的な排出量と吸収量のバランスの達成を目指す(脱化石燃料文明への転換)。
 - ✓ 各国は5年毎に約束草案を更新し前進。2020年までに長期戦略を策定。
 - ✓ 我が国としては、2030年26%削減目標は必ず達成。2050年80%削減を目指すことも閣議決定。温対法に基づく地球温暖化対策計画にも長期大幅削減を示すべき。

2. 温室効果ガスの長期大幅削減の絵姿とその道筋

- 2050年80%削減が実現した社会の絵姿(一例)
 - ①可能な限りのエネルギー需要を削減(高効率機器の利用や都市構造の変革等)
 - ②エネルギーの低炭素化(電力は再エネ等の低炭素電源を9割以上とし排出ほぼゼロ)
 - ③電化の促進
- 絵姿実現への道筋(時間軸)
 - ✓ 2℃目標を踏まえた累積排出量低減のため早期削減が基本。
 - ✓ 都市インフラなど長期間更新できない対策には早期に着手(「ロックイン」回避)。
 - ✓ 過渡的な対策か、長期的に有効な対策かを見極め、過渡的な対策については、終期を常に念頭に置く必要。(例：2050年には火力発電への依存度を極力減らす必要があり、今後、特に初期投資額が大きい石炭火力の新設(投資)には大きなリスクが伴うことに留意が必要。)
- 絵姿実現のためには**社会構造のイノベーションが必要**。
 - ✓ 技術に加え、社会システム、ライフスタイルを含めた**社会構造全体を新しく作り直すような破壊的なイノベーション**(≒シュンペーターが唱えた創造的破壊等が参考)。自然体では起きないため**施策による後押しが不可欠**。

3. 我が国の経済・社会的課題と解決の方向性

- 現在我が国は様々な課題に直面
 - ✓ かつて経験したことのない人口減少・高齢化社会
 - 供給制約による経済成長への影響
 - 医療・社会保障関係費の増大
 - 財政赤字など
 - ✓ 長引く経済の低成長
 - 一人当たりGDPが世界3位から27位
 - ✓ 地方の課題
 - 人口減少・高齢化の更なる進行
 - 産業の衰退
 - 市街地の拡散、コミュニティの衰退
 - 自然資本の劣化など
 - ✓ 国際的な課題
 - 国際的なガバナンスの低下
 - 安全保障上のリスクが多様化
 - 国際社会での日本の量的存在感の低下



■ **安倍総理の施政方針演説：**
新しい成長軌道に向け「イノベーションを次々と生み出す社会へと変革する」

■ 経済・社会的課題解決のためには**社会構造のイノベーション**が必要

No.57 気候変動長期戦略懇談会提言の概要(2/2)

4. 「温室効果ガスの長期大幅削減」と「経済・社会的課題」の同時解決に向けて

- 「温室効果ガスの長期大幅削減」のための**社会構造のイノベーション**は、「経済・社会的課題」の解決のための「**きっかけ**」に。「温室効果ガスの長期大幅削減」と「経済・社会的課題解決」の**方向性は同じ**。

安倍総理の施政方針演説：「地球温暖化対策は、新しいイノベーションを生み出すチャンス」

(1) 【経済成長】「グリーン新市場の創造」と「環境価値をテコとした経済の高付加価値化」を通じて、経済成長を実現

- 化石燃料とその利用技術に代わる「グリーン新市場」は巨大であり、その帰趨は各国経済に大きな影響。また、高所得国は「高付加価値化」により経済成長と温室効果ガス削減を同時達成（我が国の炭素生産性は世界最高水準→「中の下」※に下落）
- 安倍総理の施政方針演説：「新しい付加価値を生み出し、持続的な成長を確保する。「より安く」ではなく、「より良い」に挑戦する、イノベーション型の経済成長へと転換しなければなりません。」
＜施策例＞カーボンプライシング（例：法人税減税、社会保障改革と一体となった大型炭素税。環境価値を顕在化させ炭素生産性の向上と経済全体の高付加価値化を誘発）、イノベーション・ターゲットを定めた規制的手法の活用、「ライフスタイルイノベーション」実現のための情報的手法・国民運動、環境金融の推進

※OECD高所得国

(2) 【地方創生】再エネなど地域の「自然資本の活用」を通じて、「エネルギー収支の黒字化」等を図り地方創生を後押し

- 多くの自治体のエネルギー収支は、地域内総生産の約1割にのぼる赤字→自立分散型の再エネの導入は地域経済の基礎体力を向上。
- イノベーションを生み出す社会とするためにも、その源として、多様性に富み、魅力的な地域の活性化が不可欠。
＜施策例＞地域エネルギープロジェクトへの支援、生産性向上等のための低炭素都市計画の推進、自然資本を活用した地域経済の高付加価値化

(3) 【安全保障】世界の気候変動対策への貢献を通じて、エネルギー安全保障を含めた「気候安全保障」の強化と国益の確保 →「新たな環境ブランドでの国際的尊敬獲得」「エネルギー安全保障の強化」「世界のグリーン新市場へのアクセス」

- 世界の平和・安定の確保は、国際社会にとって極めて重要であり、我が国の国益。気候変動は安全保障を含む世界のリスク要因。
- 我が国が、世界の気候変動対策に積極的に貢献することは、ソフトパワーによる国際社会での尊敬獲得に繋がるもの。さらに、我が国自身のエネルギー安全保障の強化や、世界の低炭素市場へのアクセスを通じた経済成長にも繋がるもの。
＜施策例＞気候安全保障に関する国民の理解の増進、我が国の貢献による海外削減の推進と国際的リーダーシップの発揮

- このような**社会構造のイノベーション**の見通しを明確化するためにも、**2050年に向けた長期戦略を策定**
- 同時に、**社会構造のイノベーション**を後押しするため、**上記のような適切な施策を実施**

No.58 気候変動の影響への適応計画

2015年11月、気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定された。

- IPCC第5次評価報告書によれば、温室効果ガスの削減を進めても世界の平均気温が上昇すると予測
- 気候変動の影響に対処するためには、「適応」を進めることが必要
- 平成27年3月に中央環境審議会は気候変動影響評価報告書を取りまとめ(意見具申)
- 我が国の気候変動【現状】 年平均気温は100年あたり1.14℃上昇、日降水量100mm以上の日数が増加傾向
- 【将来予測】 厳しい温暖化対策をとった場合 : 平均1.1℃(0.5~1.7℃)上昇
- 温室効果ガスの排出量が非常に多い場合 : 平均4.4℃(3.4~5.4℃)上昇 ※20世紀末と21世紀末を比較

<基本的考え方(第1部)>

■目指すべき社会の姿

- 気候変動の影響への適応策の推進により、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築

■基本戦略

- (1) 政府施策への適応の組み込み
- (2) 科学的知見の充実
- (3) 気候リスク情報等の共有と提供を通じ理解と協力の促進
- (4) 地域での適応の推進
- (5) 国際協力・貢献の推進

■対象期間

- 21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後おおむね10年間における基本的方向を示す。

■基本的な進め方

- 観測・監視や予測を行い、気候変動影響評価を実施し、その結果を踏まえ適応策の検討・実施を行い、進捗状況を把握し、必要に応じ見直す。このサイクルを繰り返す。
- おおむね5年程度を目途に気候変動影響評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う。

<分野別施策(第2部)>

■農業、森林・林業、水産業

- 影響: 高温による一等米比率の低下や、りんご等の着色不良等
- 適応策: 水稻の高温耐性品種の開発・普及、果樹の優良着色系品種等への転換等

■水環境・水資源

- 影響: 水温、水質の変化、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加等
- 適応策: 湖沼への流入負荷量低減対策の推進、渇水対応タイムラインの作成の促進等

■自然生態系

- 影響: 気温上昇や融雪時期の早期化等による植生分布の変化、野生鳥獣分布拡大等
- 適応策: モニタリングによる生態系と種の変化の把握、気候変動への順応性の高い健全な生態系の保全と回復等

■自然災害・沿岸域

- 影響: 大雨や台風の増加による水害、土砂災害、高潮災害の頻発化・激甚化等
- 適応策: 施設の着実な整備、設備の維持管理・更新、災害リスクを考慮したまちづくりの推進、ハザードマップや避難行動計画策定の推進等

■健康

- 影響: 熱中症増加、感染症媒介動物分布可能域の拡大等

- 適応策: 予防・対処法の普及啓発等

■産業・経済活動

- 影響: 企業の生産活動、レジャーへの影響、保険損害増加等
- 適応策: 官民連携による事業者における取組促進、適応技術の開発促進等

■国民生活・都市生活

- 影響: インフラ・ライフラインへの被害等
- 適応策: 物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設における防災機能の強化等

<基盤的・国際的施策(第3部)>

■観測・監視、調査・研究

- 地上観測、船舶、航空機、衛星等の観測体制充実
- モデル技術やシミュレーション技術の高度化等

■気候リスク情報等の共有と提供

- 気候変動適応情報にかかるプラットフォームの検討等

■地域での適応の推進

- 地方公共団体における気候変動影響評価や適応計画策定を支援するモデル事業実施、得られた成果の他の地方公共団体への展開等

■国際的施策

- 開発途上国への支援(気候変動影響評価や適応計画策定への協力等)
- アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)等の国際ネットワークを通じた人材育成等への貢献等

No.59 地方公共団体の適応に関する取組状況

地方公共団体では、環境部局が中心となり、関係部局（農政部局、土木部局、保健部局等）を集めた会議体を設置し、適応策の推進体制を整備している。また、既存の知見等を活用して気候変動の影響評価を行い、適応策を行政計画に位置付けるといった取組が見られる。

また、環境省では、モデル自治体を対象に気候変動影響評価・適応計画策定等支援事業を実施し、文献調査や専門家の紹介等を通して、気候変動の影響についての知見の整理や適応計画の策定支援等を行った。

その他、環境省では、地方公共団体における適応計画の策定の具体的な手順や課題・留意すべき点等を示すことを目的として、地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドラインを策定している（平成28年8月）。

自治体	最近の主な取組
福島県	「福島県の気候変動と影響の予測（平成28年3月）」を公表
仙台市	「地球温暖化対策推進計画（平成28年3月）」に適応を位置付け
埼玉県	「地球温暖化への適応に向けて～取組の方向性～（平成28年3月）」を公表
神奈川県	「神奈川県地球温暖化対策計画（平成28年10月改定）」に適応を位置付け
川崎市	「川崎市気候変動適応策基本方針（平成28年6月）」を公表
三重県	「三重県の気候変動影響と適応のあり方について（平成28年3月）」を公表
滋賀県	「低炭素社会づくり推進計画」改定時（平成29年3月）に適応を位置付け
兵庫県	「適応策基本方針（平成29年3月）」を公表
徳島県	「徳島県気候変動適応戦略（平成28年11月）」を公表
愛媛県	普及啓発リーフレット「気候変動の影響と適応の推進（平成28年3月）」を公表
長崎県	「長崎県地球温暖化対策実行計画」見直し時に適応策見直し予定（平成29年度）
熊本県	「第5次熊本県環境基本計画（平成28年2月）」に適応策を位置付け

No.60 第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日閣議決定)のポイント

現状と課題

我が国における3Rの進展

- 3Rの取組の進展、個別リサイクル法の整備等により**最終処分量の大幅削減が実現**するなど、**循環型社会形成に向けた取組は着実に進展**。

循環資源の高度利用・資源確保

- 国際的な資源価格の高騰に見られるように、**世界全体で資源制約が強まると予想される一方、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋立処分**。

安全・安心の確保

- 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う**国民の安全、安心に関する意識の高まり**。

世界規模での取組の必要性

- 途上国などの経済成長と人口増加に伴い、**世界で廃棄物発生量が増加**。そのうち約4割は**アジア地域**で発生。**2050年には、2010年の2倍以上となる見通し**

新たな目標

- より少ない資源の投入でより高い価値を生み出す**資源生産性を始めとする物質フロー目標の一層の向上**

	H12年度	H22年度	H32年度目標
資源生産性 (万円/トン)	25	37	46 (+85%)
循環利用率 (%)	10	15	17 (+7ポイント)
最終処分量 (百万トン)	56	19	17 (▲70%)

()内はH12年度比

第三次循環基本計画における基本的方向

2030年の循環型社会のイメージ

- ★自然界の循環と経済社会の循環が調和する社会(自然界に負荷を与えない範囲での**資源利用・資源ストック型社会**)
- ★新たなライフスタイルへの**てんかん**
- ★地域の特性を活かした**地域循環圏**の重層的形成
- ★**資源効率性**の高い社会経済システム
- ★**安全・安心**の実現
- ★**国際的な資源循環の最適化**

質にも着目した循環型社会の形成

- リサイクルより優先順位の高い**2R(リデュース・リユース)の取組**がより進む**社会経済システムの構築**
- 小型家電リサイクル法の着実な施行など**使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進**
- アスベスト、PCB等の**有害物質の適正な管理・処理**
- 東日本大震災の反省点を踏まえた**新たな震災廃棄物対策指針の策定**
- エネルギー・環境問題への対応を踏まえた**循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用**
- 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化**

世界規模での取組の必要性

- アジア3R推進フォーラム**等、3R国際環境協力
- 我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援**
- 有害廃棄物等の水際対策を強化**するとともに、**循環資源の輸入及び循環資源の輸出の円滑化**

東日本大震災への対応

- 災害廃棄物の**着実な処理と再生利用**
- 放射性物質によって汚染された**廃棄物の適正かつ安全な処理**

No.61 戦略計画2011-2020と名古屋議定書の概要

①戦略計画2011-2020(愛知目標)

- 2011年以降の生物多様性に関する新たな世界目標として採択。
 - 長期目標(2050年):「自然と共生する社会」の実現
 - 短期目標(2020年):「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」
 - 個別目標:2020年までの行動を中心とする合計20目標からなる。
(例)2020年までに保護地域等を陸域17%、海域10%とする など

②ABSに関する名古屋議定書

- 平成22年(2010年)に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議において、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS: Access and Benefit-Sharing)」に関する名古屋議定書が採択された。
- 名古屋議定書は、50カ国の締結を受けて、平成26年(2014年)10月12日に名古屋議定書が発効。我が国は平成29年(2017年)5月22日に締結、同年8月20日に我が国について効力を発する。2017年7月現在、99カ国及びEUが締結済み。

No.62 生物多様性国家戦略2012-2020

2012年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012～2020」では、現在も生物多様性の損失が続いている現状に加え、人口減少の進展やエネルギー・物資の生産・流通が一極集中した社会経済システムの脆弱性等の社会状況を踏まえた取組を進めている。

第1部：戦略

【生物多様性の4つの危機】

- 「第1の危機」 開発など人間活動による危機
- 「第2の危機」 自然に対する働きかけの縮小による危機
- 「第3の危機」 人間により持ち込まれたものによる危機
- 「第4の危機」 地球環境の変化による危機

【生物多様性に関する5つの課題】

- ① 生物多様性に関する理解と行動
- ② 担い手と連携の確保
- ③ 生態系サービスでつながる「自然共生圏」の認識
- ④ 人口減少等を踏まえた国土の保全管理
- ⑤ 科学的知見の充実

【目標】

◆ 長期目標（2050年）

- ・生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする
- ・生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する

◆ 短期目標（2020年）

- ・生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する

【自然共生社会における国土のグランドデザイン】

100年先を見通した自然共生社会における国土の目指す方向性やイメージを提示

【5つの基本戦略】…2020年度までの重点施策

- 1 生物多様性を社会に浸透させる
- 2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- 3 森・里・川・海のつながりを確保する
- 4 地球規模の視野を持って行動する
- 5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

第2部：愛知目標の達成に向けたロードマップ

- 「13の国別目標」とその達成に向けた「48の主要行動目標」
- 国別目標の達成状況を把握するための「81の指標」

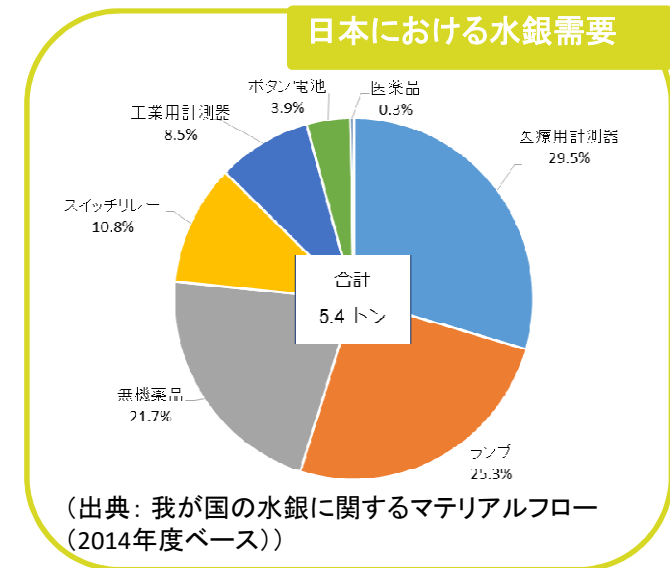
第3部：行動計画

- 約700の具体的施策
- 50の数値目標

No.63 水銀による環境の汚染の防止に関する法律

「水銀に関する水俣条約」の担保法である「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が、2017年8月16日に一部を除き施行予定。

- (1) 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定する。
- (2) 水銀鉱の掘採を禁止する。
- (3) 特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じる。
- (4) 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する。
- (5) 水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する。
- (6) 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める。
- (7) 水銀含有再生資源(条約上規定される「水銀廃棄物」のうち、廃棄物処理法の「廃棄物」に該当せずかつ有用なもの。非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジなど。)の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める。
- (8) その他罰則等所要の整備を行う。



No.64 大気汚染防止法の改正

「水銀に関する水俣条約」の担保措置として、2015年6月に「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)を改正し、平成30年4月1日より施行。水銀に関する水俣条約の大気排出関係規制の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀排出施設に係る届出制度を創設するとともに、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者に排出基準の遵守を義務付ける等の所要の措置を講じている。

(1) 水銀排出施設に係る届出制度

一定の水銀排出施設の設置又は構造等変更をしようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないものとする。

(2) 水銀等に係る排出基準の遵守義務等

届出対象の水銀排出施設の排出口の水銀濃度の排出基準を定め、当該施設から水銀等を大気中に排出する者は排出基準を遵守しなければならないものとする。都道府県知事は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ勧告・命令ができるものとする。

(3) 要排出抑制施設の設置者の自主的取組

届出対象外であっても水銀等の大気中への排出量が相当程度である施設について、排出抑制のための自主的取組を責務として求めるものとする。

(4) 罰則

水銀排出施設の設置に関する計画変更・廃止の命令違反(第18条の26)

→1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

など